

消防法施行令の一部を改正する政令・新旧対照条文 目次

|  |   |
|--|---|
| ○ 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)(本則関係)                | 1 |
| ○ 地方公務員災害補償法施行令(昭和四十二年政令第二百七十四号)(附則第二項関係)    | 4 |
| ○ 交通安全対策特別交付金等に関する政令(昭和五十八年政令第四百四号)(附則第三項関係) | 6 |

消防法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

◎ 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>（救急隊の編成及び装備の基準）</p> <p>第四十四条 救急隊（次条第一項に定めるものを除く。次項において同じ。）は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもつて、又は航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。ただし、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車一台及び救急隊員二人をもつて編成することができる。</p> <p>2 消防署又は消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域の全部が次の各号のいずれかに該当する場合において、市町村が当該管轄区域内において発生する法第二条第九項に規定する傷病者に係る救急業務の適切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項を記載した計画（以下この項及び次項において「実施計画」という。）を定めたときは、実施計画に基づき当該救急業務を実施する救急隊は、前項本文の規定にかかわらず、救急自動車一台並びに救急隊員二人以上及び准救急隊員一人以上をもつて編成することができる。</p> <p>一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域</p> <p>二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域</p> <p>三 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号</p> | <p>（救急隊の編成及び装備の基準）</p> <p>第四十四条 救急隊（次条第一項に定めるものを除く。次項において同じ。）は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもつて、又は航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。ただし、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車一台及び救急隊員二人をもつて編成することができる。</p> |

）第四条第一項に規定する小笠原諸島の区域

四 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二

条第一項に規定する過疎地域

五 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号

に規定する離島の区域

3 市町村は、実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

4 第一項及び第二項の救急自動車並びに第一項の航空機には、傷病者の搬送（法第三十五条の五第一項に規定する傷病者の搬送をいう。次条第二項において同じ。）に適した設備を設けるとともに、救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備え付けなければならない。

5 第一項及び第二項の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する消防吏員をもつて充てなければならない。

一 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者

二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者

6 第二項の准救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する消防職員（消防吏員を除き、常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）をもつて充てなければならない。

一 救急業務に関する基礎的な講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者

二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者

2 前項の救急自動車及び 航空機には、傷病者を搬送する

に適した設備をする とともに、救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備え付けなければならない。

3 第一項 の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する消防職員をもつて充てるようにしなければならない。

一 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者

二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者

第四十四条の二 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十条第一項の規定に基づき、都道府県がその区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援する場合の救急隊は、航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。

2 前項の航空機には、傷病者の搬送に適した設備を設けるとともに、救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備え付けなければならない。

3 第一項の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する都道府県の職員をもつて充てなければならない。

一 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者

二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者

第四十四条の二 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十条第一項の規定に基づき、都道府県がその区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援する場合の救急隊は、航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。

2 前項の航空機には、傷病者を搬送するに適した設備をするとともに、救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備え付けなければならない。

3 第一項の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する都道府県の職員をもつて充てるようにしなければならない。

一 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者

二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者

【附則第二項関係】

◎ 地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

| <p>（特殊公務に従事する職員の特例）<br/>                 第二条の三 法第四十六条に規定する政令で定める職員は、警察職員、消防吏員、消防団員、准救急隊員、麻薬取締員及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項第一号から第三号までに掲げる事項に係る災害応急対策に職務として従事する職員（次項において「災害応急対策従事職員」という。）とする。</p> <p>2 法第四十六条に規定する政令で定める職務は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職務とする。</p>   | <p>（特殊公務に従事する職員の特例）<br/>                 第二条の三 法第四十六条に規定する政令で定める職員は、警察職員、消防吏員（消防団員を含む。次項において同じ。）、麻薬取締員及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項第一号から第三号までに掲げる事項に係る災害応急対策に職務として従事する職員（次項において「災害応急対策従事職員」という。）とする。</p> <p>2 法第四十六条に規定する政令で定める職務は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、当該下欄に掲げる職務とする。</p> |    |     |  |   |       |    |     |  |
|---|--|----|-----|--|---|-------|----|-----|--|
| <table border="1"> <tr> <th data-bbox="699 203 751 383">職員の区分</th> <th data-bbox="699 383 751 1066">職務</th> </tr> <tr> <td data-bbox="459 203 699 383">警察官</td> <td data-bbox="459 383 699 1066">                     一 犯罪の捜査<br/>                     二 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送<br/>                     三 勾引状、勾留状又は收容状の執行<br/>                     四 犯罪の制止<br/>                     五 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他これらに類する異常な事態（以下この表において「天災等」という。）の発生時における人命の救助その他の被害の防衛                 </td> </tr> </table> | 職員の区分  | 職務 | 警察官 | 一 犯罪の捜査<br>二 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送<br>三 勾引状、勾留状又は收容状の執行<br>四 犯罪の制止<br>五 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他これらに類する異常な事態（以下この表において「天災等」という。）の発生時における人命の救助その他の被害の防衛 | <table border="1"> <tr> <th data-bbox="699 1158 751 1337">職員の区分</th> <th data-bbox="699 1337 751 2020">職務</th> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1158 699 1337">警察官</td> <td data-bbox="459 1337 699 2020">                     一 犯罪の捜査<br/>                     二 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送<br/>                     三 勾引状、勾留状又は收容状の執行<br/>                     四 犯罪の制止<br/>                     五 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他これらに類する異常な事態（以下この表において「天災等」という。）の発生時における人命の救助その他の被害の防衛                 </td> </tr> </table> | 職員の区分 | 職務 | 警察官 | 一 犯罪の捜査<br>二 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送<br>三 勾引状、勾留状又は收容状の執行<br>四 犯罪の制止<br>五 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他これらに類する異常な事態（以下この表において「天災等」という。）の発生時における人命の救助その他の被害の防衛 |
| 職員の区分   | 職務   |    |     |  |   |       |    |     |  |
| 警察官   | 一 犯罪の捜査<br>二 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送<br>三 勾引状、勾留状又は收容状の執行<br>四 犯罪の制止<br>五 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他これらに類する異常な事態（以下この表において「天災等」という。）の発生時における人命の救助その他の被害の防衛   |    |     |  |   |       |    |     |  |
| 職員の区分   | 職務   |    |     |  |   |       |    |     |  |
| 警察官   | 一 犯罪の捜査<br>二 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送<br>三 勾引状、勾留状又は收容状の執行<br>四 犯罪の制止<br>五 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他これらに類する異常な事態（以下この表において「天災等」という。）の発生時における人命の救助その他の被害の防衛   |    |     |  |   |       |    |     |  |
| <p>警察官以外</p> <p>犯罪鑑識、船舶又は航空機の運航その他の職務で、警察官がこの表の警察官の項の下欄に掲げる職務</p>   | <p>警察官以外</p> <p>犯罪鑑識、船舶又は航空機の運航その他の職務で、警察官がこの表の警察官の項の下欄に掲げる職務</p>  |    |     |  |   |       |    |     |  |

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
| <p>の警察職員<br/>務に従事する場合において当該警察官と協同して<br/>行うもの</p> | <p>消防吏員及び<br/>消防団員</p> <p>一 火災の鎮圧<br/>二 天災等の発生時における人命の救助その他の<br/>被害の防衛</p> | <p>准救急隊員</p> <p>天災等の発生時における人命の救助その他の被害<br/>の防衛</p> | <p>麻薬取締員</p> <p>一 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤<br/>に関する犯罪の捜査<br/>二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤<br/>に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は<br/>護送<br/>三 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤<br/>に関する犯罪に係る勾引状、勾留状又は収容状<br/>の執行</p> | <p>災害応急対<br/>策従事職員</p> <p>天災等の発生時における人命の救助その他の被害<br/>の防衛</p> | <p>3 法第四十六条に規定する政令で定める率は、百分の五十（傷病補償年金のうち、第一級の傷病等級（法第二十八条の二第一項第二号に規定する傷病等級をいう。以下同じ。）に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、第一級の障害等級（法第二十九条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五）とする。</p> |
|--|--|--|--|--|--|

|  |   |                         |   |  |  |
|--|---|-------------------------|---|--|--|
| <p>の警察職員<br/>務に従事する場合において当該警察官と協同して<br/>行うもの</p> | <p>消防吏員</p> <p>一 火災の鎮圧<br/>二 天災等の発生時における人命の救助その他の<br/>被害の防衛</p> | <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> | <p>麻薬取締員</p> <p>一 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤<br/>に関する犯罪の捜査<br/>二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤<br/>に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は<br/>護送<br/>三 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤<br/>に関する犯罪に係る勾引状、勾留状又は収容状<br/>の執行</p> | <p>災害応急対<br/>策従事職員</p> <p>天災等の発生時における人命の救助その他の被害<br/>の防衛</p> | <p>3 法第四十六条に規定する政令で定める率は、百分の五十（傷病補償年金のうち、第一級の傷病等級（法第二十八条の二第一項第二号に規定する傷病等級をいう。以下同じ。）に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、第一級の障害等級（法第二十九条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五）とする。</p> |
|--|---|-------------------------|---|--|--|

【附則第三項関係】

◎ 交通安全対策特別交付金等に関する政令（昭和五十八年政令第四百号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（法附則第十六条第一項の政令で定める費用）</p> <p>第一条 道路交通法（以下「法」という。）附則第十六条第一項に規定する道路交通安全施設の設定及び管理に要する費用で政令で定めるものは、次に掲げる費用（当該費用につき国の補助を受けた場合にあつては、当該補助に係る費用を除く。）とする。</p> <p>一 都道府県公安委員会（法第百十四条の規定により道公安委員会の権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。第五号において同じ。）による次に掲げる施設の設定に要する費用</p> <p>イ 信号機、道路標識又は道路標示</p> <p>ロ 交通管制センター（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項第一号ロに規定する交通管制センターをいう。）</p> <p>二 地方公共団体による次に掲げる施設の設定でその管理する道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路及び法第二条第一項第一号に規定する道路（道路法第二条第一項に規定する道路を除く。）で総務大臣が関係行政機関の長と協議して定める基準に該当するものをいう。以下この条において同じ。）に係るものに要する費用</p> <p>イ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）</p> <p>ロ 歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、他の車両の速度よりも遅い</p> | <p>（法附則第十六条第一項の政令で定める費用）</p> <p>第一条 道路交通法（以下「法」という。）附則第十六条第一項に規定する道路交通安全施設の設定及び管理に要する費用で政令で定めるものは、次に掲げる費用（当該費用につき国の補助を受けた場合にあつては、当該補助に係る費用を除く。）とする。</p> <p>一 都道府県公安委員会（法第百十四条の規定により道公安委員会の権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。第五号において同じ。）による次に掲げる施設の設定に要する費用</p> <p>イ 信号機、道路標識又は道路標示</p> <p>ロ 交通管制センター（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項第一号ロに規定する交通管制センターをいう。）</p> <p>二 地方公共団体による次に掲げる施設の設定でその管理する道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路及び法第二条第一項第一号に規定する道路（道路法第二条第一項に規定する道路を除く。）で総務大臣が関係行政機関の長と協議して定める基準に該当するものをいう。以下この条において同じ。）に係るものに要する費用</p> <p>イ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）</p> <p>ロ 歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、他の車両の速度よりも遅い</p> |

速度で進行している車両を分離して通行させることを目的とする車線（登坂車線を含む。）、中央帯、主として車両の停車の用に供することを目的とする道路の部分、待避所、路肩の改良若しくは視距を延長するための道路の改築により設けられる施設、道路標示若しくは区画線によつて区画された歩行者の用に供する道路の部分の路肩の整備により設けられる施設又は歩道、自転車道若しくは自転車歩行者道を有しない道路において自動車速度を減速させて歩行者若しくは自転車の安全な通行を確保するために行う路面の凸部の設置若しくは自動車の通行の用に供する部分の幅員の縮小により設けられる施設で、緊急に交通の安全を確保する必要がある小区間において設置されるもの

ハ 交差点又はその付近における突角の切取り若しくは車道の拡幅により設けられる施設又は交通島

ニ 道路が鉄道（新設軌道を含む。）と交差する場合におけるその交差している道路の部分の舗装、拡幅又は勾配若しくは交差角の改良により設けられる施設

ホ 道路標識、柵、街灯、道路情報提供装置、道路上の若しくは道路に接する自動車駐車場、視線誘導標、他の車両若しくは歩行者を確認するための鏡（第六号において「道路反射鏡」という。）、地点標、区画線又は道路に接する自転車駐車場で、安全な交通を確保するためのもの

三 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第一項及び第二項の救急自動車の設置に要する費用

四 地方公共団体による交通安全教育の用に供する施設の設置に要する費用

五 都道府県公安委員会による道路標示の補修に要する費用

速度で進行している車両を分離して通行させることを目的とする車線（登坂車線を含む。）、中央帯、主として車両の停車の用に供することを目的とする道路の部分、待避所、路肩の改良若しくは視距を延長するための道路の改築により設けられる施設、道路標示若しくは区画線によつて区画された歩行者の用に供する道路の部分の路肩の整備により設けられる施設又は歩道、自転車道若しくは自転車歩行者道を有しない道路において自動車速度を減速させて歩行者若しくは自転車の安全な通行を確保するために行う路面の凸部の設置若しくは自動車の通行の用に供する部分の幅員の縮小により設けられる施設で、緊急に交通の安全を確保する必要がある小区間において設置されるもの

ハ 交差点又はその付近における突角の切取り若しくは車道の拡幅により設けられる施設又は交通島

ニ 道路が鉄道（新設軌道を含む。）と交差する場合におけるその交差している道路の部分の舗装、拡幅又は勾配若しくは交差角の改良により設けられる施設

ホ 道路標識、さく、街灯、道路情報提供装置、道路上の若しくは道路に接する自動車駐車場、視線誘導標、他の車両若しくは歩行者を確認するための鏡（第六号において「道路反射鏡」という。）、地点標、区画線又は道路に接する自転車駐車場で、安全な交通を確保するためのもの

三 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第一項の救急自動車の設置に要する費用

四 地方公共団体による交通安全教育の用に供する施設の設置に要する費用

五 都道府県公安委員会による道路標示の補修に要する費用



六 地方公共団体による道路反射鏡又は区画線の補修でその管理する道路に係るものに要する費用

六 地方公共団体による道路反射鏡又は区画線の補修でその管理する道路に係るものに要する費用